

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第5回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
議事要旨

日時：令和8年3月27日（金）11：00～15：00

場所：オンライン会議

出席者

＜委員＞

大橋委員長、安藤委員、石川委員、熊田委員、神山委員、竹内委員、田中委員、原委員、圓尾委員

＜専門委員＞

小原委員、外野委員

＜オブザーバー＞

電気事業連合会 安藤副会長、電力広域的運営推進機関 大山理事長、一般社団法人日本卸電力取引所 金本理事長、電力・ガス取引監視等委員会 田上総務課長、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、一般社団法人日本ガス協会 津田企画部長、一般社団法人電力需給調整力取引所 福元代表理事、一般社団法人送配電網協議会 山本専務理事

＜ゲスト＞

九電みらいエナジー株式会社 山口執行役員、東京電力パワーグリッド株式会社 大石取締役常務執行役員

＜経済産業省（事務局）＞

添田電力基盤整備課長、小柳電力産業・市場室長、佐久電力流通室長

議題

- （1）電気事業法改正案について
- （2）次世代の電力産業の構築に向けて
- （3）燃料確保をめぐる動向と電力の安定供給及び2026年度の電力需給見通しについて
- （4）電力・ガス監視等委員会からの建議を受けた対応について
- （5）制度設計WG・制度検討作業部会の見直しについて

配付資料

- 資料1 議事次第
資料2 委員等名簿
資料3—1 電気事業法改正案について

- 資料 3—2 次世代の電力システム構築へ向けて～中間整理の概要～
- 資料 3—3 次世代の電力システム構築へ向けて～中間整理～
- 資料 3—4 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計 WG とりまとめ
- 資料 4 次世代の電力産業の構築に向けて
- 資料 5 ヒアリング資料（九電みらいエナジー株式会社 山口執行役員）
- 資料 6 ヒアリング資料（東京電力パワーグリッド株式会社 大石取締役常務執行役員）
- 資料 7 燃料調達をめぐる動向と電力・ガスの安定供給について
- 資料 8 2026 年度の電力需給見通しについて
- 資料 9 電力・ガス取引監視等委員会からの建議を受けた対応について

議事要旨

(1) 電気事業法改正案について

●委員コメント：

- ・太陽光発電設備に対する第三者機関の確認について、制度化議論において重視されているリスクはどれか。また、構造、電気、防火、施工品質など、第三者確認の範囲がどこまで含まれるのか。そして、第三者機関の担い手として想定される主体や、その能力担保の方法（資格・登録要件など）の考え方について確認したい。
- ・チェック品質の標準化が必要になる可能性があり、小規模案件では負担増とのバランスが重要である。現時点で制度設計の方向性があれば示してほしい。

●委員コメント：

- ・蓄電池やデータセンター増設のための空押え、新電力撤退などの状況がある中で、系統接続における違約金やペナルティが十分でない分野があると考えていたところ、今回の事前協議や一定期間の休止による小売事業者登録取消し規定は、重要な供給責任を担う上で必要な規律であり賛成する。
- ・非FITや非FIPの太陽光発電が増加する局面において、電気事業法で対応を措置することは有意義である。

●委員コメント：

- ・大規模電源の廃止前協議について、発電事業者と送配電事業者の連携強化には賛同する一方、情報開示だけでは送配電事業者側で取り得る対応は限られ、資金的な支援がなければ発電事業者の方針は変えられないと考える。TSOは追加資金を提供できないため、容量市場などと連動させ、電源維持のためのコスト補填の議論をセットで行う必要があると述べ、電気料金上昇につながる可能性があるが前広に検討すべき。
- ・メガソーラーに対する協力要請について、既に契約が終了している案件にどこまで協力を求めるのか、太陽光ビジネスを萎縮させないよう制度設計上の配慮が必要である。また、太陽光発電の安全性確保として構造面の確認が中心となっている点を理解した上で、今後の分散型電源ではサイバーセキュリティ対策が不可欠であり、設備認証だけでは十分でないため、通信の安全性や事業者の取り組みを含めた幅広い検討が必要となる。

○事務局コメント

- ・太陽光発電設備に関する保安制度の詳細設計は、電気保安を扱う別の審議会で検討されており、今後さらに詳細が詰められていく。
- ・第三者機関による事前確認の中心は構造確認であり、耐荷重など設計が適正であるかを確認することが主眼である。電気設備については電気事業法に基づく既存枠組みで対応が進んできた一方、構造面は太陽光発電の普及に伴い顕在化した課題であるため、重点的に対応していく考えである。
- ・第三者確認を行う機関は構造確認の専門能力を持つ主体を想定しており、法律上の要件を満たす事業者を選定していく方針である。建築基準法における建築確認に類する専門性を持つ者を想定している。
- ・小規模事業者の負担増への懸念に対し、型式認証のような仕組みを設け、事前確認を円滑化する枠組

みを検討している。

- ・系統接続に関する課題は系統ワーキンググループで議論されており、今後小委員会にも報告される見込みである。
- ・大規模電源の廃止前協議については、協議を行うことまでを法律で定める範囲としており、電源維持の可否など経済的インセンティブに関わる部分は法律の射程外と整理している。
- ・電源維持に必要な経済的措置については、容量市場の見直しなど制度検討作業部会で議論が進められており、供給力確保の観点から必要な制度設計を検討していく方針である。
- ・新たに製造業者や工事業者に対して協力を求めるという措置は、発電事業者が技術基準適合義務を果たす際、製造業者・工事業者の協力が不可欠となる状況を踏まえ設定したものであり、既存設備も対象となる。
- ・これまでは事実上協力が得られていたケースが多いが、協力が得られない例が発生しているため規定を明確化したものであり、過剰な負担とならないよう配慮して運用する方針である。

(2) 次世代の電力産業の構築に向けて

●委員コメント：

- ・適切な電源投資を促す観点で、九州みらいエナジーおよび東京電力パワーグリッドから大きな示唆があった。
- ・特に九州みらいエナジーからの非FIT再エネについては内外無差別はやめるべきではないかとの指摘について、本論点は電源投資に伴うリスク分担の在り方の観点から、制度課題として広く検討すべき。

●委員コメント：

- ・資料4の電力データ活用について、スマートメーター由来データの利活用はサービス拡大や社会課題解決に資する一方、消費者側の立場としてはデジタルセキュリティへの不安が大きく、セキュリティ確保とシステム強靱化を同時に進めていただきたい。
- ・九州みらいエナジーの取り組みは地域発展に寄与する一方、再エネ開発に伴う環境影響が近年大きな論点となっている。脱炭素電源の拡大に際し地域理解と環境配慮のための取り組み内容はどのようなものとなっているのか。
- ・東京電力パワーグリッドの取り組みについても、地元の理解を得るという意味で、大規模なデータセンターの立地誘導などの問題に対する対応策についてはどのように考えているか。

●委員コメント：

- ・日本では電力自由化により競争が進展した一方、結果として電力の安定供給に不安が生じている面があると認識している。海外の事例紹介では、電力自由化後の制度設計や事業構造は各国で柔軟に見直されており、統合・再国有化、または、安定供給や投資確保のため、リスクシェアや共同投資など多様な対応が取られている点が印象的であった。
- ・電力システムは現行・将来いずれにおいても安定供給が不可欠であり、過渡期においても途切れるこ

となく安定供給を維持する必要があるという厳しい前提条件がある。政策を検討する際には、各施策が短期・中長期のどの時間スケールの設備・投資に対応するものが整理することが、実行可能性の観点で重要。

- ・電力安定供給を維持するため、決めた制度も固定化せず柔軟に見直す姿勢を求める。

●委員コメント：

- ・長期需給見通しやエネ基などで必要供給力は示されてきたが、絶対的な需要見通しの精度向上が投資判断にどこまで影響するかは慎重に検討する必要がある。需要見通しが外れた場合の対応策をあらかじめ検討するアプローチが、企業の投資判断を促す観点で有効となる可能性がある。
- ・外部環境の変化による需要変動に対して、メーカーが生産ラインを柔軟に運用・再構築できる枠組みも考えられる。

●委員コメント：

- ・海外調査資料は詳細かつ有益だが、日本の課題（安定供給、配電事業者連携、需給見通し等）に対しどのような示唆を与えるのかが資料からは読み取りづらく改善していただけるとさらによい。
- ・各国が自由化後も枠組みを柔軟に見直している点は重要であり、変化に対する日本の制度面等でのハードルの高さも踏まえて、海外事例を意味ある示唆につなげてほしい。
- ・部品・機器の確保やサプライチェーン整備の検討は有意義であり、需要見通し・確保の仕組みを早期に構築し実行に移す必要があると考える。また、共同在庫や稼働率向上などの手段については、制度・会計・費用回収等の責任の整理を今後の論点として示してほしい。
- ・国交省による適正労務費積上げ方式は賃金配分の改善が期待できる一方、構造上、間に対応せざるを得ない小規模事業者にしわ寄せが生じないか懸念がある。多層下請け構造の縮減実態と小規模事業者の持続可能性の両立をどのように行っているのか、教えていただきたい。

●委員コメント：

- ・海外の自由化後の動向では、自由化後も持続的な供給力確保のため一定の制約や条件付けが必要である点が示されており、日本でも水平・垂直連携やGXの取組が進展していることを確認した。
- ・内外無差別のルールについて、スライド22や九電みらいエナジーの事例は、2024年1月の制度設計専門会合での整理を前提としており、監視コストや事業者負担を踏まえつつ、事業者間の垂直連携による案件形成の円滑化や新たな需要家ニーズに応える観点から、緩和の必要性について不断の検討が必要であるとする。
- ・電力データ活用について、中部電力の見守りサービスの取組は地域の見守りに有効である一方、個別申込や機器設置は負担が大きいため、自治体施策と組み合わせた展開が望ましい。また、個人情報の取り扱いについて、同意取得が必要となるため、同意が得られやすいよう周知徹底が重要。

●委員コメント：

- ・欧州の電力自由化の変遷について整理いただき感謝。事業形態に着目する視点が重要と考える。
- ・欧州とは異なり、日本は隣国との電力・熱の融通が困難な構造的制約を抱えているため、同様の制約

を持つ地域の事例も含めて調査を継続してほしい。

- ・原子力分野の人材確保では、若手人材が自身の関わるプロジェクトが実現することが強い動機となるため、現行状況では技術伝承・新規建設が厳しく、早期の積極的対応を求める。
- ・スマートメーター由来データの活用について、省エネや高齢者見守りなど社会的課題に資する取組が進んでおり、さらなる活用拡大が望まれる。プライバシー保護を前提としつつ、本人同意の取得を含め事業者負担を過度に増やさない設計が必要であり、欧米の先行事例を踏まえた制度・ガイドラインの整備を期待する。

●委員コメント：

- ・自由化後の競争激化による退出等もあるという記載があった。海外での経験を参考にするのは良いことだが、連携による競争制限や不公正取引が生じていないか、ポジティブ・ネガティブ双方の観点からの検討が必要。
- ・海外事例は現在の姿に至るまで試行錯誤があったと考えられ、不適切な連携を経てルールが強化された過程も含めて調査を深める必要がある。
- ・人材確保においては賃金だけでなく、長期的に仕事が安定して継続するかが重要であり、今後のDX・AIによる省力化を踏まえた将来像を提示することが必要。例えば、鉄塔作業など現在必要な技能についても、将来は機械化が進む可能性があるのであれば、オペレーターとしての入職を促すなど長期的なキャリアにつながりを示すことが重要。

●委員コメント：

- ・海外事例は、今後の垂直連携・水平連携の方向性を検討する上で重要であり、制度改革後にどのような経過を経て安定供給や投資確保の課題が顕在化し、どう対応したのかについて海外事例の示唆を踏まえて検討すべき。
- ・日本は資源が乏しく他国と送電網が接続されていない島国であり、海外事例がそのまま適用できない点を十分に考慮して検討を進める必要がある。
- ・電力サプライチェーン維持のための施策については現場の声を踏まえ整理されており感謝。速やかな対応を求める。
- ・投資予見性が低いとメーカーの投資判断ができず、必要な機器確保や施工力維持が困難となるため、垂直連携などを通じた投資予見性向上が必要と考える。
- ・共通仕様化（標準化）は、ともすればスケールメリットにより中小企業が赤字を覚悟せざるを得ない状況となり得るため、事業継続困難への懸念や技術発展阻害を防ぐ観点から、中小企業の実態を踏まえた議論が必要。
- ・施工を担う中小企業の人材確保が進まなければ電力産業は成り立たないため、業務負荷・報酬・働き方などの課題解決を通じ産業の魅力向上に官民で取り組む必要がある。

●委員コメント：

- ・サプライチェーン問題は重要だが、発電事業と送配電事業では全く異なる課題を抱えており、明確に分けて議論すべき。

- ・発電分野では需要見通しや再エネ普及の不確実性が高く、発電事業者がリスクを負って発注することは困難であり、一定のリスクを国が負担するスキームが必要となる可能性がある。
- ・送配電分野は地域独占とレベニューキャップの仕組み上、送配電事業者がリスクを負う立場が明確であり、長期設備投資計画に基づき発注を行うことでメーカーの不安解消とサプライチェーン維持を図るべき。送配電事業者は20～30年以上の超長期設備計画を策定しており、これを前提にして発注・計画精度を高めることで、長期的展望をメーカー・工事会社に示す役割を果たせるため、送配電事業者には、発電事業者の開発計画や需要家の投資動向などの情報収集・分析機能を強化し、事前に予測可能な状況をつくることが求められる。
- ・九電の提示した、オフサイトPPAに関して内外無差別ルールの適用除外を認めてもよいのではという提案については、差別的取り扱いにならないよう担保できるやり方があるという前提なのか、もしくは一定の差別が生じて導入を優先すべきということなのか説明いただきたい。

●オブザーバーコメント：

- ・欧州の電気事業の会社形態・事業展開は各国の実情に基づき事業者が戦略を展開してきた結果であり、日本でも電力システム改革以降、事業者が創意工夫により事業展開を進めてきた、今後も事業者の創意工夫を後押しする方向で議論をしていただきたい。
- ・人材・サプライチェーンの課題は、電力事業が「夢を持ちづらい事業環境」にあったことが根本原因、負のスパイラルにより多くの課題が生じたと考える。一貫したエネルギー政策のもと電力事業が成長性・将来性を持つ魅力的産業となれば、人材もサプライヤーも集まり、創意工夫が生まれる「好循環」につながるとの認識している。
- ・事業者としても創意工夫を重ねて人材・サプライチェーン課題に取り組む意向を示し、事業環境整備に向けた議論の継続を求める。

●オブザーバーコメント：

- ・九電みらいエナジーから説明のあった、オフサイトPPAにおける情報共有と内外無差別評価については、小売事業者間の公平競争の確保が重要であり、発電部門から小売部門への最低入札価格等の共有は競争環境に悪影響を及ぼし得るため遮断が必要と考える。一方で、オフサイトPPA拡大に向け小売事業者が持つ事業者ニーズを発電事業者と共有することは許容し得ると考えており、引き続き検討を行っていく。
- ・監視等委員会が実施するフォローアップでは、発電・小売間の情報共有内容や時期を、各事業者の実態を踏まえて個別に判断しているため、疑問があれば相談を受け付ける立場である。
- ・複数委員から内外無差別に関する意見があったが、評価基準は適宜見直しており、昨年はエリア内供給限定供給に関する基準を改定した。今後も事業者の実態や環境変化を踏まえて、評価項目の合理化を含む評価の考え方を見直していく方針である。

●オブザーバーコメント：

- ・次世代電力産業構築に向けた環境整備とあわせ、脱炭素政策の推進に向けた新たな政策課題の検討も必要であるという認識である。

- ・九電みらいエナジーによる PPA（電力購入契約）事例や GX 戦略などについて、政策推進の際に何がボトルネックとなっているか、事業者の声を積極的に把握しながら検討を進めてほしい。
- ・垂直連携・水平連携を進める際には、内外無差別の確認に加え、新規・既存事業者の調達競争やシステムアクセス環境が阻害されないよう、公平性・透明性を十分に確保する必要がある。

●オブザーバーコメント：

- ・サプライチェーンの現状は、機器メーカーを取り巻く環境が高度成長期と比べて極めて厳しく、経年設備更新・再エネ導入・データセンター増設などの需要増に対し、現在の仕組みでは対応が困難になっている、抜本的な見直しが必要である。
- ・業界としてもメーカーとの意見交換を行い、物量の予見性や発注形態など多くの課題を把握しつつある。持続可能なサプライチェーン確保に向けて事業者間連携を進める姿勢である。
- ・施工力確保の面では、職場見学・業務体験・PR などの取り組みや業務省力化に向けた研究開発を進めている。一方で、送配電設備工事は危険箇所での作業や深夜・休日業務など高度な技能が必要である。
- ・今回、海外との比較で日本の電気保安人材の平均年収が相対的に低い課題が示され、人材確保には技能・勤務実態に見合った適切な収入確保が重要と認識した。また、AI や DX による省力化に向けた投資も今後さらに検討を進める方針である。
- ・作業環境改善のためには、規制緩和も有効であると考えており、本論点についても支援を求めていく。

○事務局コメント：

- ・内外無差別の卸売については、競争促進と GX 推進の双方の価値を両立させる必要があり、両立可能なスキームとして例示を提示したものであり、今後制度見直しが必要な場合は適宜検討していく考えである。
- ・電力データ活用におけるセキュリティ不安については、個人情報保護とセキュリティ確保を大前提とし、その上で改善可能な余地を検討していければと考える。
- ・政策の時間軸に関する指摘については、短期・中期・長期で効果が異なる施策の性質を整理しながら検討を進める必要性を認識している。
- ・需要見通しの精度の限界は認識しており、見通しが外れた場合の対応方針を事前に検討することも有効であるとの意見を踏まえて検討を行う。
- ・海外事例の日本への示唆については、プラス面だけでなくマイナス面も含め整理し、日本の制度に適用可能かどうかを丁寧に検討していく。
- ・サプライチェーン対策については、官・民それぞれが担うべき領域があり、課題ごとに役割分担を整理しながら対応策を検討していく必要がある。
- ・適正労務費の議論では小規模事業者に負担が生じる懸念も踏まえ、制度導入を検討する際にはネガティブな影響の有無を丁寧に確認していく。
- ・人材確保では賃金だけでなく長期的キャリア展望の提示も重要であり、今後の検討において反映していく。
- ・日本固有の条件（資源制約、海外との未連系）を十分踏まえ、海外事例が参考になる領域とならない領域を整理して検討する。

- ・発電／送配電で共通課題がありつつも対応策は異なるため、制度の違いを踏まえて対応策を分けて検討を実施していく。また、送配電事業者の情報収集機能については、もし行為規制との関係で課題があるのであれば、そういった観点からも検討する。
- ・垂直／水平連携に伴う競争制限リスクについては、内外無差別の議論と同様、価値のバランスを取りながら公平性確保の観点を踏まえて検討する。

○ゲストコメント：

- ・内外無差別の趣旨は十分理解しており、一定の規制は必要との前提に立ちながら、過度な規制によって再エネ拡大が妨げられ公的利益が損なわれることを避ける観点から提案を行った。
- ・電源立地に関しては地域・自然との共生を掲げ、地元対応では法令順守に加え、事前調査から開発・運用まで長期間にわたり、丁寧な説明や経過報告を行い、地域のご理解を得ながら事業を進めている。
- ・環境影響への対応では、事前アセスメントを徹底し、開発途中で新たな懸念が認められた場合は、開発の中断や延期も辞さない姿勢で取り組んでいる。最近では、樹木伐採が天然記念物の繁殖に影響し得るとの報告を受け、計画見直しを実施した事例がある。

○ゲストコメント：

- ・大規模データセンター立地に伴う地域住民への影響に対し、送配電事業者として地域の負担を最小化するルート選定・工法選択・工期配慮などの配慮をしご理解をいただく必要があると考えている。
- ・データセンター特有の課題として、冷房設備・換気設備の騒音、排熱、建物の威圧感などがあり、事業者および誘致自治体と連携して適切な対応を図る必要がある。送配電事業者としては、送配電に関する情報を適切に提供し、関係者と協力しながら地域に受け入れられる形での説明・対応を行う方針である。

(3) 燃料確保をめぐる動向と電力の安定供給及び2026年度の電力需給見通しについて

●委員コメント：

- ・中東情勢の変化は短期的には電力・ガスの安定供給に支障をきたすものではないと認識。他方で石油・天然ガスの価格上昇による燃料調達コストへの影響に留意する必要。特に、燃料費調整制度の上限は電力各社で状況が異なること、また反映には3-6か月のラグが存在。
- ・燃料調達コストの影響が長期に及ぶ場合は電力会社の財務状況が悪化する可能性。実際、ロシアによるウクライナ侵攻勃発時には燃料価格が燃料費調整制度の上限にタッチしたことで資本市場からはネガティブな反応がみられた。
- ・今回の中東情勢による燃料価格の動向が電力料金や電力各社の財務に対して、どのような影響を及ぼし得るか、それが一時的かどうかについて、国民や資本市場に誤認が起こらないよう情報発信をお願いしたい。

●委員コメント：

- ・資料7 P16に異存なし。非効率石炭の稼働措置については容量市場のリクワイアメントの他、各種制約により石炭火力の稼働が抑制されるケースも考えられる。燃料の確保状況を含めた電力の安定供給の状況も十分に考慮したうえで当該対応の期限やその対象について柔軟かつ慎重に検討する必要。

●委員コメント：

- ・資料7 P14、必要であれば全国連携スキームで資源エネルギー庁が仲介する形で融通することは必要であるが、足りないと融通できるとなると自前で確保するインセンティブが弱まらないか。融通の際の代金が重要。
- ・余裕のある事業者から仲介に基づき融通した場合、仕入れた価格では適切でなく、それなりに高い価格でないと自前で確保するインセンティブが損なわれる可能性。しっかり検討いただきたい。
- ・燃料在庫の見通しを公表することについては個社でなくても全体の見通しを出すことで日本の余力が見えると燃料調達に悪影響が出ないかを懸念。
- ・資料7 P15に記載の公表とはパブリックを意味するのか、関連する事業者とエネ庁の間だけでも十分ではないか。公表の範囲について検討いただきたく、現状についてご教示いただきたい。

●委員コメント：

- ・資料7は主に原油・LNGの記載であるが、電源構成比率3割の石炭についても、当面の電源として一定の役割が見込まれる。国民の生活や産業活動を支える重要な社会インフラとして、安定的かつ確実に供給されるということも含めて石炭活用の位置づけの意義を慎重に検討いただきたい。
- ・今回、石炭火力発電の稼働制限を期限付きで解除するという事で、期限付き解除などのフレキシブルな対応を引き続きお願いしたい。
- ・中東情勢により燃料価格の上昇もあるが、当然世界的に石炭価格の上昇圧力も存在。電力料金への影響は必至。電力の安定供給、国民生活・産業のために前広に対応を求める。

●委員コメント：

- ・中東情勢を受けて柔軟に石炭の容量市場のペナルティについてご対応いただいたところ。日本成長戦略でも要請を申し上げた点であり迅速な対応を感謝。燃料調達と輸送の人員・船などの部分を確保することを考えると今年限定での解除ではリスクに備えた体制としては期待できないため、こうした点を含めて検討が必要。
- ・当委員会で燃料と輸送はスコープ外とは理解。火力発電は設備投資だけでなく、燃料の安定的な確保の見通しが立たないと投資や人員の採用ができない。燃料調達や輸送について、きちんと問題分析することなく自由化したことは日本の電力自由化の大きな問題点。安定的な燃料調達・輸送にかかわるサプライチェーンの確保・維持について検討をお願いしたい。
- ・冬季も追加公募が必要となれば、TSOの財政が逼迫し、容量市場が不調となり追加公募を実施してもレベニューキャップで速やかに追従できない負の循環が存在。負担分担の見直しが必要。
- ・燃料在庫データの公開は、日本全体であっても調達・購買力に大きな影響を与える可能性があるため、公表範囲は慎重に検討すべき。

- ・中東情勢を踏まえると輸送コスト上昇が不可避であり、影響の長期化も懸念。女川原子力発電所の特重施設期限（2026年12月）に伴う稼働停止が想定されているが、この点も早期の検討が必要。

●オブザーバーコメント：

- ・2026年度の電力需給は厳気象需要に対し安定供給に必要な予備率3%を確保できる見通しである点を確認。
- ・供給計画では、月前半・後半ごとのバランス評価を行うと整理されたと認識。今後は月別評価と合わせて前半・後半の需給バランス評価も確認をお願いしたい。

●オブザーバーコメント：

- ・中東情勢については、電力の安定供給確保の観点から強い関心と緊張感をもって注視している。
- ・2026年度の電力需給見通しは、柏崎刈羽6号機が運転している前提の下、安定供給に必要なH1予備率3%を確保する見通しとなっている。他方、異常気象による需要増加や電力設備の計画外停止による供給力減少リスクもあり、予断を許さない認識。
- ・事業者としては引き続き関係各所と緊密に連携し、燃料市場や需給動向に関する情報収集に加えて安定供給確保に向けて緊張感をもって設備保全に取り組んでまいりたい。

●オブザーバーコメント：

- ・連絡体制を強化するとともに情勢を注視しており、kWhモニタリングも4月上旬から結果を公表予定。
- ・非効率石炭火力の設備利用率に係る容量市場のペナルティについても詳細な整理がなされればしっかり対応できるよう準備し、安定供給確保のために尽力していく。

○事務局コメント：

- ・電気料金について予断をもったことを申し上げることは困難。その上で、燃料価格高騰が電気料金に及ぼす影響については、今後の価格動向を見極める必要があり、産業・電力会社の双方に影響があるため注視していく。
- ・非効率石炭火力に関する容量市場ディスインセンティブ措置以外の制約要因の存在について、中東情勢を見極めながら安定供給に万全を期す観点で必要な対応をとっていく。まずは緊急時対応ということで容量市場への措置を講じた。
- ・需給見通しの精緻化に関しては、需給検証のタイミングまでに行うことを整理。より精緻な公表ができる形を検討し、次回以降で公表できるようにしたい。
- ・全国融通の考え方について、自前調達为原则であり、全国融通は極めて危機的状況に限るべきものとの認識である。インセンティブ低下の懸念も踏まえて仕組みを工夫する。
- ・燃料在庫見通しの公表については、15ページのkWhモニタリングは火力に限らず全エネルギー源の供給可能量も加味して示すものであり、在庫量を直接公表する仕組みではない。
- ・バーゲニングパワーをもって資源国から調達できるかは重要な視点であり、適切な形は不断に検討したい。
- ・石炭火力の措置は現下の状況を踏まえた緊急的な対応。他方、中長期的な燃料・輸送サプライチェー

- ンの確保・維持は重要な論点であり、安定供給に必要な対応はしっかりと考えたい。
- ・供給力確保における TSO 負担が増大する点は従前より関係各所から同様の指摘。早急に、短期的調達
の制度のあり方について、ワーキンググループ等での具体的な検討を開始したい。

(4) 制度設計 WG・制度検討作業部会の見直しについて

●オブザーバーコメント：

- ・今回の精度の見直しによって、小売電気事業者等に同時同量のインセンティブを与えることで需給一致の行動を促すとともに、需給状況が厳しい時にはセーフティーネットを提供し、事業安定を確保するものである。
- ・制度見直し後においても、インバランス料金の状況や小売り電気事業者の行動変容について、監視を継続していく。

(5) 制度設計 WG・制度検討作業部会の見直しについて

コメントなし。